

電動キックボード法改正後の新ルール

2023年7月1日からの電動キックボード新ルール

電動キックボードの区分によってルールが変わります！

区分	特定小型原付	区分	一般原付
年齢	16歳以上	年齢	免許に準ずる
免許	不要	免許	必須
ヘルメット	努力義務	ヘルメット	必須
最高速度	20キロ	最高速度	30キロ
走行場所	車道・自転車専用通行帯 歩道(条件付き)	走行場所	車道

※「特定小型原付」の新しい区分が新たに出来ました。
電動キックボードで基準を満たしたものはこちらになります。

公道走行可能基準を満たした車両

前照灯
方向指示器
尾灯・制動灯
2系統以上のブレーキ
最高速度表示灯
警音器
後部反射器



特定小型原付の分類基準

原動機の定格出力が0.6KW以下、長さ190cm、幅60cm、最高速度20km/h以下のものであること。

※必要保安基準項目については、上記の図解を参照。

公道走行可能基準を満たした車両

20キロモードか6キロモード、どちらのモードで運転しているかを表示するために「最高速度表示灯」というランプが必要となります。



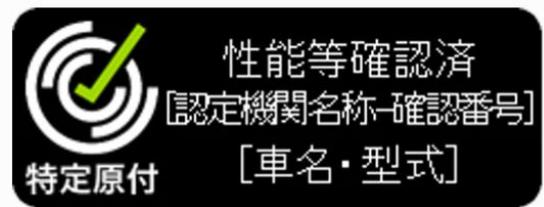
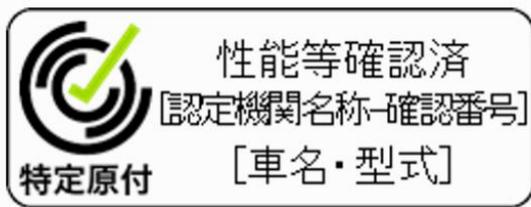
最高速度識別灯は前後から見え、現在のモードに応じて点灯・点滅する必要があります。

20キロモード: 点灯
6キロモード: 点滅

また、走行中は切り替えることができません、必ず一度停止する必要があります。

性能等確認済シール

※公道走行が可能な基準を満たした車両には性能等確認済シールが添付される。



公道走行するために必要な準備

各市区町村の条例に従って、標識(ナンバープレート)の取得および、車体の目立つ位置への取り付けが必要であり、自賠責保険への加入も法律で決められています。

- 自賠責保険の保険料	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
保険料	7,070円	8,850円	10,590円	12,300円	13,980円
1年あたりの保険料	7,070円	4,425円	3,530円	3,075円	2,796円

公道上で走行可能な場所と内容

- ・ 車道
- ・ 自転車専用通行帯
- ・ その他

「特定小型原動機付自転車・
自転車専用」



「特定小型原動機付自転車・
自転車一方通行」



「普通自転車専用通行帯」



- ・ 路側帯 (時速6キロモードで可)
- ・ 普通自転車歩道通行可を示す道路標識のある歩道(時速6キロモードで可)



普通自転車歩道通行可を
示す道路標識